**平成２７年（フ）第１０４号**
福岡県大牟田市新勝立町４丁目３番地64
破産者　黒岩　文彦
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２７年（フ）第２６５号**
長崎県長崎市本尾町31番１―703号
破産者　倉田佐百合
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第８９号**
長崎県長崎市片淵３丁目15番４号、開始決定時の住所長崎県長崎市立山５丁目12番14号
破産者　徳永康太郎
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２３号**
長崎県長崎市かき道５丁目３番５―1403号
破産者　平川　貴浩
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４２号**
熊本市北区龍田弓削１丁目14番80号
破産者　田中真由美
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１５８号**
熊本市南区南高江６丁目19番19号、前住所熊本市南区南高江２丁目11番31号
破産者　坂本　純一
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結

**平成２７年（フ）第６７４号**
千葉県船橋市薬円台５－１－４　ラ・フォレ27アネックス201、住民票上の住所群馬県高崎市片岡町１丁目３番７号
破産者　浅田　雅美
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１９１号**
茨城県下妻市小島679番地４
破産者　株式会社コイブチ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第６０５号**
熊本市東区湖東２丁目４番２号
破産者　株式会社ライフコーヒーフーズ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０７７号**
さいたま市南区曲本４丁目18番９号
破産者　株式会社明伸光学
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３１００号**
大阪市中央区高津２丁目４番21号　ＭＣ高津レジデンス608号室、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市山口町下山口５丁目16番12号
破産者　株式会社井上工務店
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１１６号**
神戸市兵庫区西柳原町３番21号
破産者　有限会社新興工業所
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２５５号**
303　Ｒｉｖｅｒｓｉｄｅ　Ｔｅｒｒａｃｅ，Ｃｈｉｎｏ，ＣＡ　91710，ＵＳＡ、開始決定時の住所岡山市北区新屋敷町２丁目６番25号
破産者　宮野　晶二
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７号**
大分県佐伯市野岡町２丁目５番８号
破産者　有限会社ウエムラデザイン
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２５年（フ）第５９号**
宮城県角田市横倉字柿手51番地
破産者　有限会社高橋生花
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２５年（フ）第７９８号**
東京都町田市鶴川１丁目17番地61すみれ荘105、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵野市緑町１丁目５番20号
破産者　根岸美代子
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１０４８号**
東京都三鷹市下連雀５丁目８番３―603号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市北野台１丁目44番４号
破産者　吉見　祐次
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３８号**
東京都東村山市青葉町１丁目５番地43
破産者　小堺　敏彦
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部